

令和5年（行ウ）第332号 神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件

原告 横河健 外

被告 東京都（処分行政庁 東京都知事）

答 弁 書

令和5年10月11日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番30号

サウスヒル永田町9階 東京平河法律事務所

電 話 03-3595-4160

FAX 03-3595-4170

被告訴訟代理人弁護士 橋 本 勇



〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都総務局総務部法務課（送達場所）

電 話 03-5388-2502

FAX 03-5388-1262

被告指定代理人 榎 本 洋 一



同 小 松 弘 尚



同 鳳 城 和 明



同 柏 木 健 三



（本件連絡担当）

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 本件訴えのうち、請求の趣旨第1項に係る部分を却下する
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言を付するのは相当ではないが、仮にその宣言をなされる場合においては、担保を条件とする仮執行免脱の宣言を求める。

第2 被告の主張

本案前及び本案における被告の主張については、併合決定がなされた東京地方裁判所令和5年(行ウ)第95号神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件において提出した、令和5年6月29日付答弁書において述べたとおりであるから、これを援用する。

以上